

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年2月16日付けの保護申請却下通知書（別紙1のとおり。以下「本件処分通知書1」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分1」という。）及び同年3月22日付けの保護申請却下通知書（別紙2のとおり。以下「本件処分通知書2」といい、本件処分通知書1と併せて「本件各処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分2」といい、「本件処分1」と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、本件各処分の取消しを求めているものと解される。

1 本件処分1について

示談金の収入認定の際に、控除額が手元に残されなかったため、不当として支払を求めるため、異議申し立てる。

令和4年1月26日に処分庁から送付された「生活保護受給者が交通事故等被害に遭ってしまった場合について」によると、介助人に係る費用は医療扶助を適用する場合があるとの事だが、令和2年6月3日付けで出された「費用返還決定撤回通知書」では、介助人にかかる費用全てを自立更生免除として認め直すという理由のもとで返還決定が撤回されている。

このうち、請求人が介助人に支払った額は3万2000円であり、示

談金は全て原状回復のためにあてられている。しかし、3万2000円が医療扶助としてみなされるのであれば、同額が収入として残ることになり、請求人は、収入認定において控除額となる1万6千円を得ていないので、その支払を求める。

請求人は、処分庁から控除額の存在の説明を一切されておらず、控除額を控除して支給額を決定することは不当であり、返還金額が0円であることが、訴えの利益がないことにはならない。

処分庁の弁明書に記載されている、請求人との相談内容は異なっており、請求人は、交通事故示談金の申告に関する挙証資料は提出していない。保護費の算出方法も分からない処分庁の主張は認められない。

2 本件処分2について

介助人費用について、医療扶助としての支給が検討されず、一時扶助費は支払われなかった。医療扶助として認定、支払が行われたのであれば、その額は3万2000円、その支払を求め、再度の収入申告を行いたいため、異議申し立てる。

事務所は、収入申告当初「交通事故における通院移送に係る介助人費用」は、本人が保護費から支払うものであると判断し、東京都の審査請求において「受給者である請求人の自己負担か自立更生免除として示談金からの支払を認めるべき」との裁決に従わなかった。突然裁決から1年後、「自立更生免除として介助人にかかる費用は収入の申告対象としないと認める」と処分を撤回した。

しかし、自立更生免除として認めるということは、介助人にかかる費用をあらかじめ立て替えることができる請求人だけが雇用でき、預金のない者は通院ができない事態となる。

それを請求人に指摘され、「通院移送に関する介助人にかかる費用の医療扶助」の可能性を示唆したが、この内容は、平成26年から「第三者行為についての医療扶助の見解と判断」について厚生労働省が文書を発行していたはずである。

なぜ、請求人の場合、医療扶助を考えなければならない全ての申告を受給者側として申告していたにもかかわらず、決定が二転三転するのかを明確に説明してもらいたい。そして、請求人の支払った3万2000円が医療扶助の対象とならない理由を説明してもらいたい。

そして、処分庁が、介助人に関わる費用を自立更生免除として処理することに疑問であり、介助人にかかる費用が経常的最低生活費の中で賄

われるものとする処分庁の考えは理解できない。処分庁から、自立更生免除ではなく医療扶助として介助人にかかった費用3万2000円が支払われていれば、手元に残る控除額相当額1万6000円があったはずであり、これについて受け取る権利が請求人にある。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 1月 12日	諮問
令和 6年 2月 7日	請求人から主張書面の提出
令和 6年 2月 15日	審議（第86回第2部会）
令和 6年 3月 15日	審議（第87回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の要件及び補足性・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に生活扶助を掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定している。

(2) 申請による保護の変更

ア 法24条9項において準用する同条1項は（以下、(2)において準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(3) 費用返還義務

ア 法63条の規定

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている（以下、上記返還額からの控除を「自立更生免除」という。）。

(4) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日

付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・2は、臨時的最低生活費(一時扶助費)について、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であり、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に設定するものであることとし、「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」及び「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」に限定している。

(5) その他の収入

次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、保険金その他の臨時的収入については、その額が世帯合算額で月額8,000円を超える場合、その超える額を収入として認定することとしている。

(6) 次官通知等の位置づけ

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(7) 金銭債権の消滅時効

地方自治法236条1項によれば、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅するとされ、普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、同様とするとされている。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1について

請求人は、受け取ることができる控除額が発生するとして8,000円の支払を求める本件申請1を行っているが、これは、本件補償金に対する収入認定において、8,000円が控除されていないため、同額の支払を求めているものと解される。

そもそも、当該金額(8,000円)については、本件補償金に伴う収入認定に当たって、本件補償金の額から控除され、保護費の返還の対象となる金額に含まれず、請求人のもとに留まる収入となっているものであるから、保護の実施機関が請求人に対し、当該金額に係る扶助をする理由がない。

次官通知第7・2において、臨時的最低生活費（一時扶助費）については、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に設定するものであるとされているところ（1・(4)）、請求人が本件申請1で支払を求める金額については、本件先行処分2において、既に控除されていることが認められるから、これに該当する内容のものではなく、請求人が特別の需要のある者とは認められない。

よって、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2について

請求人は、令和4年3月8日、処分庁に対し、介助人費用についての支給を求める本件申請2を行っているが、請求人に介助人費用の請求権が発生したのは、請求人が交通事故に遭った平成28年9月又は請求人が友人に対して介助人費用を支払った同年12月と解される。

そうすると、請求人が本件申請2を行った時点において、介助人費用の請求権を行使することができる時から5年以上が経過しており、その間、請求人は請求権を行使しなかったことから、介助人費用の請求権については、消滅時効が完成していると認められる。

また、介助人費用については、本件先行処分2において、既に自立更生免除がされているから、請求人が特別の需要のある者とは認められない。

よって、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 本件処分1について

請求人は、介助人費用32,000円を医療扶助としてみなすのであれば、同額が収入として残ることになり、収入認定において控除額とされる16,000円を得ていないとして、その支払を求めている。

しかし、最低生活費である一時扶助費については、上記1・(4)のとおりであって、請求人が主張する収入認定に当たる控除額は一時扶助費の対象になるものではない。

(2) 本件処分2について

請求人は、介助人費用の支払を処分庁に求めている。

しかし、本件処分2に違法又は不当な点は認められないことは上記2・(2)のとおりであるから、

請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)